



令和4年2月10日第62号 山形県中小企業団体中央会 ちゅうおうかい通信

会員の皆様にタイムリーな情報をお届けします！
TEL：023-647-0360（本所） ・ TEL：0234-22-4945（庄内支所）
URL：<https://www.chuokai-yamagata.or.jp/>



事業復活支援金について

新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受けた中堅・中小・小規模事業者、個人事業主に対して、事業規模に応じた給付金が支給される、「事業復活支援金」の申請受付が開始されました。

【対象者】 次の要件を満たす中小法人・個人事業主

- ①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ②2021年11月～2022年3月のいずれかの月（対象月）の売上高が、
2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月（基準月）の売上高と比較して
50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

【給付額】 ①中小法人 最大上限額 250万円

②個人事業主 最大上限額 50万円

なお、売上高減少率と年間売上高により上限額が変わりますので、以下の表をご確認ください。

売上高減少率	個人事業主	法人		
		年間売上高※ 1億円以下	年間売上高※ 1億円超～5億円	年間売上高※ 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上 50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※基準月(2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月)を含む事業年度の年間売上高

【算出式】 給付額 = (基準期間※の売上高) - (対象月の売上高) × 5

※2018年11月～2019年3月、2019年11月～2020年3月、2020年11月～2021年3月のいずれかの期間（対象月を判断するため、売上高の比較に用いた月（基準月）を含む期間であること）

【事前確認】 申請希望者が対象者かどうか、「登録確認機関」による事前確認が必要ですが、過去に一時支援金または月次支援金を受給している場合、原則として、事業復活支援金の申請を行う際に改めて事前確認を受ける必要はありません。

なお、本会も「登録確認機関」となっており、事前確認（会員組合のみ）を行いますのでお問合せください。

【申請期限】 令和4年5月31日（火）

【申請方法】 支援金事務局のホームページから申請できますので、申請要領や必要書類をご確認ください。

事業復活支援金 <https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/index.html>

金融懇談会において県内事業者支援の申し合わせを行いました

山形県は、新型コロナウイルスの感染再拡大に伴うまん延防止等重点措置の適用を受けて、経営悪化が懸念される県内事業者の支援を目的に、2月4日に金融懇談会を開催しました。

本会をはじめとする経済団体、金融機関そして行政機関が一堂に会し、厳しい状況に置かれている県内事業者を、各者がこれまで以上に連携し、しっかりと支援していくことについて、申し合わせを行いました。

なお、申し合わせの内容については、本会ホームページに掲載しております。

https://www.chuokai-yamagata.or.jp/chuokai/info/FILE/220209_1.pdf

中小企業庁の事業復活支援金について

概要

新型コロナの影響により売上が30%以上減少した中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、地域・業種を限定しない形で、令和4年3月までの見通しが立てられるよう事業規模に応じて、「事業復活支援金」を給付。

(1) 給付対象

新型コロナの影響により2021年11月～2022年3月の**いずれかの月**の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して**50%以上**又は**30%以上50%未満減少**した事業者

(中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主)

※県の時短要請対応による協力金を受給する場合は、「時短要請に応じた分に相当する額(中小企業:3～11万円×日数)」を売上高に加える必要あり

(2) 給付上限額

売上高減少率	個人事業主	法人		
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超～5億円	年間売上高 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

[給付額の計算方法]

基準期間の売上高－対象月の売上高×5

※基準期間とは、「2018年11月～2019年3月」「2019年11月～2020年3月」「2020年11月～2021年3月」のいずれかの期間(対象月を判断するため、売上高の比較に用いた月を含む期間であること)

※対象月とは、2021年11月～2022年3月のいずれか月(基準期間の同月と比較して売上が50%以上又は30%以上50%未満減少した月があること)

(3) スケジュール

- 1月18日 特設サイト及びコールセンター開設
- 1月27日 登録確認機関による事前確認の受付開始
- 1月31日 申請受付開始(～5月31日)

※原則としてオンライン申請

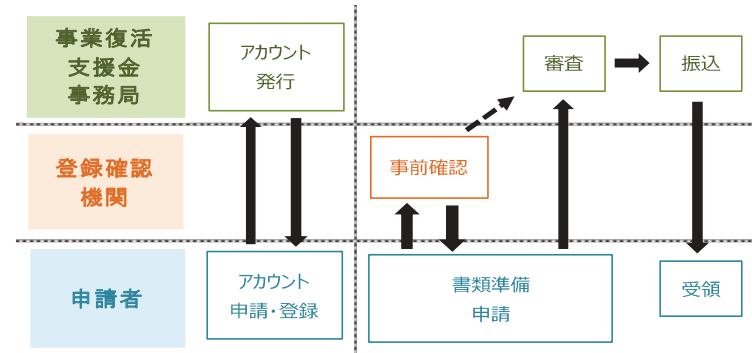
(オンライン申請が困難な事業者向けに申請サポート会場を設置)

※申請前に商工団体、会計士、金融機関等の登録確認機関により事前確認通知番号の発行を受けること

《主な県内の登録確認機関》

山形県中小企業団体中央会、山形県商工会連合会、各商工会・商工会議所、農協、漁協、会計士、行政書士等

(4) 給付手続き(フロー)



※不正受給等への対応として、登録確認機関による事前確認が必要

(5) 必要書類

- ・確定申告書類の控え
- ・対象月の月間売上がわかる帳簿書類(売上台帳、請求書、領収書等)
- ・宣誓・同意書
- ・履歴事項全部証明書(法人)又は本人確認書類(個人)
- ・通帳

お問い合わせ先	事業復活支援金事務局 相談窓口
	電話番号: 0120-789-140 受付時間: 午前8時30分～午後7時(土・日・祝日を含む)